

求人の更新手続き方法が変わります

令和3年から政府が取り組んでいる「国の機関の業務のデジタル化推進」では、特に、ハローワークにおけるFAX利用の廃止が強く求められてきています。

ハローワークインターネットサービスでは、令和2年1月から求人者マイページの運用を開始しており、求人者の申込、応募者管理、求人更新、求人取消などのオンライン手続きが可能になっています。

一方で、求人者マイページを開設していない求人者向けには、**FAXによる求人更新手続き案内**を並行して行ってきましたが、「国の機関の業務のデジタル化推進」を受けて、ハローワークではオンラインサービスのさらなる普及強化を推進するとともに、**令和5年3月を目途にFAXの利用を原則廃止**させていただきます。

紹介期限が到来する求人を更新するためには「求人者マイページ」の開設をお願いします

ハローワークの求人の紹介期限日は、受付日の翌々月末日までです。紹介期限日の翌日以降も募集継続を希望される場合は、求人者の更新手続きのため、マイページの開設をお願いします。

マイページの開設は次の手順で進めてください。

1 ハローワークの窓口、郵送等でメールアドレスを登録
*アドレスは組織で共有可能なアドレスを推奨します

窓口への来所が困難な場合は、インターネットでメールアドレスの登録も可能です。

根室市・別海町の
企業はこちらから



https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou01/mypage_nemuro

中標津町・標津町・羅臼町
の企業はこちらから



https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou01/mypage_nakashibetsu

2 ハローワークインターネットサービスにアクセス
【求人者マイページ開設（パスワード登録）】をクリック

3 利用規約などに同意し、1で登録したメールアドレスを入力

4 3で入力したメールアドレスに認証キーが届きます
（50分有効）

5 4で届いた認証キーを入力し、パスワード登録して開設完了

6 ※開設が完了した後に、事業所で更新手続きが必要です。
【ログイン（求人者マイページ）】をクリックして、手続きを進めてください。操作方法がわからない場合はお問い合わせください。

事業主の方

事業主の方へのサービスのご案内

ログイン（求人者マイページ）

6の更新手続きはここから！

事業所登録・求人申込み（既登録）

求人者マイページ開設（パスワード登録）

2の求人者マイページ開設（パスワード登録）はここから！

*事業所にメール機能が無い場合など、マイページの開設ができない場合はご相談ください。

ご不明な点はお問い合わせ願います。